

介護事業主の皆様へ

～魅力ある職場づくりを目指して～



厚生労働省長崎労働局

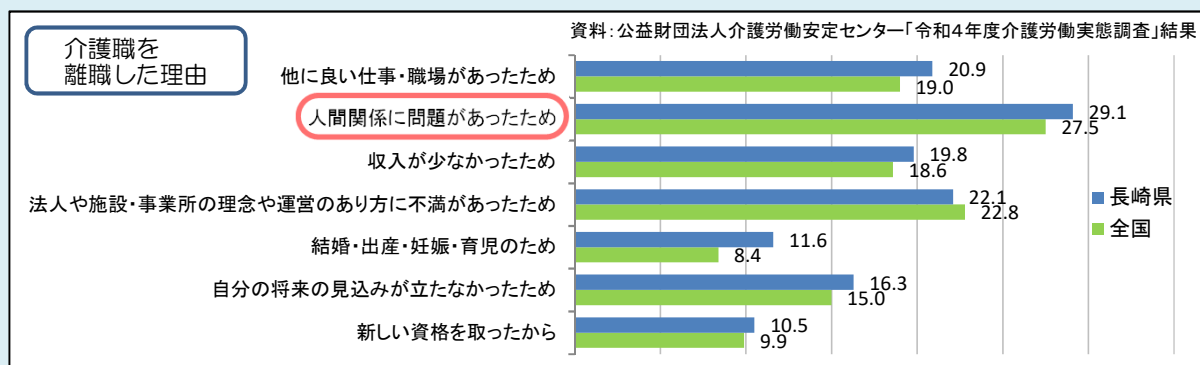
公益財団法人 介護労働安定センター長崎支部

私たちは「魅力ある職場づくり」を応援します！

- | | |
|------------------------|--------------------------------|
| ○ 長崎県福祉保健部
社会福祉法人 | ○ 長崎県社会福祉法人経営者協議会 |
| ○ 長崎県社会福祉協議会
一般社団法人 | ○ 長崎県老人福祉施設協議会
一般社団法人 |
| ○ 長崎県社会福祉士会
一般社団法人 | ○ 長崎県認知症グループホーム連絡協議会
一般社団法人 |
| ○ 長崎県介護福祉士会 | ○ 長崎県老人保健施設協会 |

ご存じですか？

- 介護労働者の離職理由を見ると、全国では「職場の人間関係」や「施設の理念・運営方針等への不満」を挙げる方が多い結果となっています。
- 長崎県においては「職場の人間関係」が最も多く、次いで「施設の理念・運営方針等への不満」、「他に良い仕事・職場があった」が多いことがわかります。
特に「他によい仕事・職場があった」については前年度から大幅減少(28.4%→20.9%)している。



- 離職にいたる前に「雇用管理責任者」が対応する相談窓口があれば、離職の防止につながると考えられます。

- ・「人間関係に問題があったため」に対し、相談できる担当者や相談窓口の有無について

ある 43.5%	ない 33.1%	わからない 21.1%	無回答 2.3%
-------------	-------------	----------------	-------------

となっていて、約半数以上で相談窓口がない状況です。

- ・「相談窓口」で対応する「雇用管理責任者」の有無についても

いる 34.9%	いない 16.6%	わからない 45.6%	無回答 2.9%
-------------	--------------	----------------	-------------

となっており、半数以上が、「雇用管理責任者」についての認識がない状況です。

雇用管理責任者：「雇用労働者の雇用管理の改善への取り組み」、「介護労働者からの相談への対応」、「その他介護労働者の雇用管理の改善等に関する管理業務」を担当する者。

実際に「雇用管理責任者」を配置している事業所では、配置していない事業所に比べて離職率が低いという結果も出ています。

厚生労働省が推奨する「雇用管理責任者講習」を受講・修了して「雇用管理責任者」を選任・配置するようお勧めします。

介護労働者の職場定着の促進のため、

働きやすい職場への改善やワーク・ライフ・バランスの推進など雇用管理改善を進め

「魅力ある職場づくり」を進めましょう。

目次

職場定着のために事業主などが活用できる制度

※ 相談・・・青字

助成金・・・黒字



職場の労働環境を改善したい

- 人事制度・賃金体系・就業規則等各種規定の見直し、助成金の活用等について相談したい・・・・・・・・ 1
- 腰痛予防や感染症予防、メンタルヘルス対策、職場のコミュニケーション、ストレス軽減方法や精神衛生の確保など職員の健康管理について相談したい・・・・・・・・ 1
- 生産性を向上させ、事業場の最低賃金を引き上げたい・・・・・・・・ 2
- テクノロジーの導入・活用などにより、業務改善や、職員の負担軽減を図りたい・・・・・・・・ 3
- 残業削減、年休取得率向上など労働条件を改善したい・・・・・・・・ 4
- 働き方改革全般について相談したい・・・・・・・・ 4
- 良質なテレワークを新規導入し、実施することにより労働者の人材確保等につなげたい・・・・・・・・ 5

従業員のキャリア形成を促進したい

- 従業員の能力向上のための研修を実施したい・・・・・・・・ 6
- 従業員の介護福祉士資格の取得などを応援したい・・・・・・・・ 6
- 能力向上のための研修を実施したい・・・・・・・・ 7
- キャリア形成や研修計画の策定、キャリアパスの構築、リーダーの育成、助成金を活用した研修計画等について相談したい・・・・・・・・ 7
- 非正規雇用従業員を正社員化したい・・・・・・・・ 8

目 次

※ 相談・・・青字

助成金、貸付・・・黒字

留意事項・・・赤字

子育てや介護等を行う従業員を継続して雇用したい

- 妊娠・出産・育児・介護等を行う従業員が働き続けられる雇用管理について相談したい・・・・・・・・ 9
- 働き続けながら子育てや介護等を行う労働者の雇用の継続を図りたい・・・・・・・・ 10
- 働き続けながら子育てや介護等を行う労働者の雇用の継続を図りたい・・・・・・・・ 11

長崎県も応援しています

- 応援します！ 介護福祉士を目指す方・・・・・・・・ 12
- 応援します！ 介護の仕事に復帰される方・・・・・・・・ 12
- 応援します！ 初めて介護・障害福祉分野の仕事につくため研修を受けている方・・・・・・・・ 13
- 応援します！ 介護の仕事を体験したい方・・・・・・・・ 13

人材確保につながる企業の魅力の発信のために

- 相談窓口における求職者からのよくある質問・・・・・・・・ 14

介護・看護作業による労働災害を防止しましょう！

- 作業管理 ○作業環境管理 ○健康管理
「安全推進者の配置等に係るガイドライン」が示されました・・・・・・・・ 15

福祉人材センター・バンクが福祉のお仕事紹介します！

- 福祉人材センター ○佐世保福祉人材バンク・・・・・・・・ 16

～ 介護の届出制度 ～

- 離職した介護福祉士の努力義務（福祉人材センターへの届出）
- 福祉人材センターによるサポート・・・・・・・・ 17

用語解説



●中小企業事業主とは・・・

医療・福祉業においては、「資本または出資額」が5,000万円以下、または「常時雇用する労働者数」が100人以下のいずれかに該当する場合に中小企業事業主となります。

※主たる事業が医療・福祉業以外の場合は、基準が異なる場合がありますのでお問い合わせください。

●賃金要件とは・・・

助成金を申請する事業主が、雇用する労働者に係る賃金を一定の割合以上で増額した場合に、助成の加算を行います。具体的には、以下の要件等に該当する場合に、助成額や助成率を加算するものです。

◎対象労働者について、1年以内に5%以上賃金（※1）が増加している（※2）こと。

（※1）毎月決まって支払われる賃金で、基本給及び諸手当をいいます（労働協約、就業規則または労働契約等において明示されているものに限る。）。諸手当に含むか否かについては以下のとおりです。

① 諸手当に含むもの

労働と直接的な関係が認められ、労働者の個人的事情とは関係なく支給される手当（役職手当、資格手当、資格ではないが労働者の一定の能力に対する手当等）。

② 諸手当に含まれないもの

- ・月ごとに支払われるか否かが変動するような諸手当（時間外手当（固定残業代を含む）、休日手当、夜勤手当、出張手当、精皆勤手当、報奨金等）
- ・労働と直接関係が薄く、当該労働者の個人的事情により支給される手当（家族手当（扶養手当）、通勤手当、別居手当、子女教育手当、皆勤手当、住宅手当等）

（※2）賃金が5%増加していることについては、賃金改定後3か月間の賃金総額と賃金改定前3か月間の賃金総額を比較して、全ての対象労働者の賃金が5%以上増加していること。

○なお、対象労働者および賃金の範囲や増額割合など、要件等については、各助成金により規定が異なる場合がありますので、お問い合わせください。



○人事制度・賃金体系・就業規則等各種規定の見直し、助成金の活用等について相談したい

○腰痛予防や感染症予防、メンタルヘルス対策、職場のコミュニケーション、ストレス軽減方法や精神衛生の確保など職員の健康管理について相談したい

<無料>

介護事業所の事業主や管理者の方を対象に、雇用管理改善に係る課題整理について、社会保険労務士・税理士・行政書士などの雇用管理コンサルタントが事業所を訪問、または、リモート等にて相談に応じます。

各事業所や複数の事業所に対する講話・相談会にも対応します。



介護の職場で働く方の働きやすい職場環境づくりをお手伝いするため、看護師、臨床心理士、公認心理師、理学療法士、産業カウンセラーなどのヘルスカウンセラーが事業所を訪問、または、リモート等にて相談に応じます。

各事業所や複数の事業所に対する講話・相談会にも対応します。

☆お問い合わせ先
公益財団法人介護労働安定センター長崎支部

生産性を向上させ、事業場の最低賃金を引き上げたい

●業務改善助成金

支給要件

生産性向上のための設備投資（機械設備、POPシステムの導入）などを行い、事業場内最低賃金を一定額以上引き上げること

支給金額

●申請期限:令和6年12月27日

コース	引上げ額	引上げる労働者数	助成上限額 ※カッコ内は事業場規模30人未満の事業者の場合	助成対象事業場	助成率
30円コース	30円以上	1人	30万円（60万円）	・中小企業・小規模事業者であること ・事業場内最低賃金と地域別最低賃金の差額が50円以内 ・解雇、賃金引き下げなどの不交付事由がないこと	【事業場内最低賃金 900円未満】 9/10
		2～3人	50万円（90万円）		
		4～6人	70万円（100万円）		
		7人以上	100万円（120万円）		
		10人以上※	120万円（130万円）		
45円コース	45円以上	1人	45万円（80万円）		【事業場内最低賃金 900円以上 950円未満】 4/5 (9/10)
		2～3人	70万円（110万円）		
		4～6人	100万円（140万円）		
		7人以上	150万円（160万円）		
		10人以上※	180万円		
60円コース	60円以上	1人	60万円（110万円）		【事業場内最低賃金 950円以上】 3/4 (4/5)
		2～3人	90万円（160万円）		
		4～6人	150万円（190万円）		
		7人以上	230万円		
		10人以上※	300万円		
90円コース	90円以上	1人	90万円（170万円）		※（ ）内は、 生産性要件を 満たした事業場 の場合
		2～3人	150万円（240万円）		
		4～6人	270万円（290万円）		
		7人以上	450万円		
		10人以上※	600万円		

※ 10人以上の上限額区分は、以下の①または②のいずれかに該当する事業場が対象となります。

① 賃金要件：事業場内最低賃金950円未満の事業場

② 物価高騰等要件：原材料費の高騰など社会的・経済的環境の変化等の外的要因により、申請前3カ月間のうち、任意の1か月の利益率が3%ポイント以上低下している事業者

☆お問い合わせ先 長崎労働局雇用環境・均等室

○テクノロジーの導入・活用などにより、業務改善や、職員の負担軽減を図りたい

長崎県では、介護事業所の生産性向上、職場環境や処遇の改善等を支援しており、その内容や、補助金・セミナーの募集などは、ホームページに掲載していますので、ぜひご活用ください。



長崎県 介護人材確保

検索

＜主な支援＞ ※他にも介護事業所の支援を行っており、ホームページに掲載しています。

介護生産性向上総合相談センター	テクノロジーの導入・活用など、生産性向上に関する相談に対応するとともに、テクノロジー機器の試用貸出の紹介や、機器展示会等を開催します。＜7月頃に開設予定＞
介護テクノロジー普及促進セミナー	職員の負担を軽減する、介護テクノロジーの効果的な導入・活用の促進のため、介護生産性向上総合相談センターがセミナーを開催します。会場では、機器展示も行います。
生産性向上リーダー養成研修会	介護現場のリーダー向けに、テクノロジーを効果的に活用し、生産性向上につながるための研修会を開催します。 ★「ICT」編と「移乗介護」編で、各3回ずつ開催予定
介護テクノロジーの機器導入補助金	移乗、移動、排泄、見守り、コミュニケーション、入浴等の支援機器や、介護ソフト等の導入経費と、その活用に必要な研修経費を補助します。＜補助率：3/4＞
介護DX化推進補助金	介護業務全般のデジタル化を図るための機器導入や、研修開催経費等を補助します。 ★補助上限額：1,000万円＜補助率：3/4＞
事業者グループ職場環境改善協働実施推進補助金	介護事業者のグループが協働して、人材募集や一括採用、合同研修の実施、事務処理部門の集約等に取り組み、職場環境改善につなげる経費を補助＜補助率：4/5又は3/4＞
長崎うれしかハート介護事業所（Nは一と）	職員の働きやすい環境づくりに積極的に取り組む介護事業所を、新規採用者の育成体制、労働環境・処遇改善、キャリアパスと人材育成等の項目で、県が認証し、PRします。
介護職員処遇改善加算取得促進特別支援事業	介護職員処遇改善加算（新加算含む）取得のため、専門家（社会保険労務士）を派遣し、加算取得に必要な賃金規定の整備等に関する助言を行います。
階層別研修（新人・中堅・管理者）	介護職員の資質向上及び定着促進のため、新人職員、中堅職員、管理者等それぞれの階層に応じた職場定着、キャリアアップ等に役立つ、テーマ別の合同研修を開催します。

☆お問い合わせ先 長崎県 長寿社会課

残業削減、年休取得率向上など労働条件を改善したい

●働き方改革推進支援助成金

- 業種別課題対応コース（建設業・運送業・病院等）
- 労働時間短縮・年休促進支援コース
- 勤務間インターバル導入コース
- 団体推進コース

生産性を向上させ、労働時間の削減等、労働条件の改善に取り組む中小企業事業主が対象となります。

また、支給要件・支給金額はコースによって異なりますので、具体的な内容はお問い合わせください。



☆お問い合わせ先 長崎労働局雇用環境・均等室

働き方改革全般について相談したい＜無料＞

「長崎働き方改革推進支援センター」のご案内

働き方改革全般について、社会保険労務士等の専門家が無料でご相談に応じます。
例えば、就業規則の作成方法、賃金規定の見直し、非正規労働者の待遇改善、労働関係助成金の活用など

▶ 個別相談支援

- ・ 窓口相談、電話、メールなどの一般的な相談
- ・ 企業へ直接訪問し、事業主の方が抱える様々な課題についての相談
- ・ 商工会議所・商工会・中小企業団体中央会等と連携した、出張相談の実施

例えば、以下のようなお悩みを持つ事業主の方からのご連絡をお待ちしております。

- 36協定について詳しく知りたい
- 非正規の方の待遇をよくしたい
- 賃金引き上げに活用できる国の支援制度を知りたい
- 人手不足に対応するため、どのようにしたらよいか教えてほしい
- 助成金を利用したいが、利用できる助成金がわからない など



■ 長崎働き方改革推進支援センター【受付時間】9:00～17:00（土・日・祝日を除く）
電 話：0120-168-610（フリーダイヤル）
メー ル：nagasaki-hatarakikata@lec.co.jp
住 所：長崎市五島町3-3 プレジデント長崎2階

良質なテレワークを新規導入し、実施することにより 労働者の人材確保等につなげたい

●人材確保等支援助成金（テレワークコース）

※ 良質なテレワークを制度として導入・実施することにより、労働者の人材確保や雇用管理改善等の観点から効果をあげた中小企業事業主が助成対象となります。

また、テレワーク勤務を新規に導入する事業主の方、及び試行的に導入している又はしていた事業主の方に加え、令和6年4月1日から既に導入済みで実施を拡大する事業主の方も対象となります。

支給要件

① 機器等導入助成

- 在宅またはサテライトオフィスで就業するテレワーク勤務を新規に導入することを目的に、**テレワークを可能とする取組**（テレワーク用通信機器の導入・運用、就業規則・労働協約・労使協定の作成・変更、外部専門家によるコンサルティング、労務管理担当者または労働者に対する研修）を**実施し、テレワーク勤務を適切に導入・実施した中小企業事業主**
- テレワークの実施促進について企業トップ等からのメッセージ発信を行うなど、労働者がテレワークを実施しやすい職場風土作りの取組を行う事業主であること

② 目標達成助成

- テレワーク勤務の導入後も**引き続きテレワーク勤務を実施し、従業員の離職率の低下に効果をあげた中小企業事業主**

支給金額

助成金の種類	支給額	上限額 (以下のいずれか低い方の額)
機器等導入助成	テレワークを可能とする取組にかかった費用の 50%	・100万円 又は ・20万円×対象労働者数
目標達成助成	テレワークを可能とする取組にかかった費用の 15% 〈25%〉	

※ 〈 〉内の金額は**賃金要件**を満たした場合の支給額です。



☆お問い合わせ先 長崎労働局雇用環境・均等室

○従業員の能力向上のための研修を実施したい

○従業員の介護福祉士資格の取得などを応援したい

(正規・非正規労働者含む)

●人材開発支援助成金(人材育成支援コース)

支給要件

職務に関連した知識・技能を習得させるための訓練を計画に沿って実施した場合に、訓練経費や訓練期間中の賃金の一部等を助成

① 人材育成訓練

→職務に関連した知識・技能を習得させるための10時間以上の訓練

② 認定実習併用職業訓練

→厚生労働大臣の認定を受けた実習併用職業訓練

③ 有期実習型訓練

→有期契約労働者等に対し、正規雇用労働者等に転換するための訓練



支給金額

支給対象となる訓練		経費助成		賃金助成 (1人1時間当たり)		OJT実施助成 (1人1コース当たり)	
			※1		※1		※1
人材育成訓練	雇用保険被保険者(有期契約労働者等を除く。)の場合	45% (30%)	+15% (+15%)	760円 (380円)	+200円 (+100円)	—	—
	有期契約労働者等の場合	60%	+15%			—	—
	有期契約労働者等を正規雇用労働者等へ転換した場合	70%	+30%			—	—
認定実習併用職業訓練		45% (30%)	+15% (+15%)			20万円 (11万円)	+5万円 (+3万円)
有期実習型訓練	有期契約労働者等の場合	60%	+15%			10万円 (9万円)	+3万円 (+3万円)
	有期契約労働者等を正規雇用労働者等へ転換等した場合	70%	+30%				

※1 賃金要件又は資格等手当要件を満たす場合

※対象訓練(①～③)ごとに助成率や助成額が異なります。

※助成率・助成額の()内は中小企業事業主以外

☆お問い合わせ先 長崎労働局職業安定部職業対策課 または 最寄りのハローワーク

○能力向上のための研修を実施したい

<有料>

○年間を通して、介護職員向けのスキルアップ講習を計画・実施しています。

介護労働安定センターが培った情報を活かし、皆様のご要望に応じた研修を計画・実施いたします。

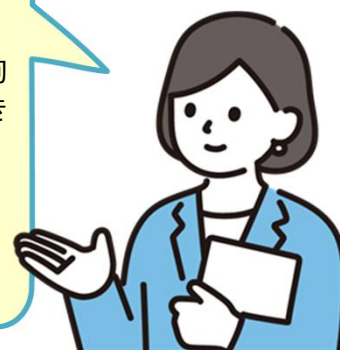
ニーズに合わせ研修を組み立てるオーダーメイド型の研修です。

※リモートでも実施できます。

【実施例】

介護技術、接遇・マナー、事故防止、緊急時の対応、虐待・身体拘束、ターミナルケア、認知症ケア、介護食の調理、介護記録の書き方、薬の知識、口腔ケア、アンガーマネジメント 等々

※料金の目安は、2時間につき
60,000円（税込）～



☆お問い合わせ先 公益財団法人介護労働安定センター長崎支部

○キャリア形成や研修計画の策定、キャリアパスの構築、リーダーの育成、助成金を活用した研修計画等について相談したい

<無料>

職業能力（介護職員の研修・スキル）の向上に関する専門家である人材育成コンサルタントが、事業所や介護労働者の抱える課題についてアドバイスします。

各事業所や複数の事業所に対する集団講話にも対応します。



☆お問い合わせ先 公益財団法人介護労働安定センター長崎支部

○非正規雇用従業員を正社員化したい

●キャリアアップ助成金（正社員化コース）

支給要件

- 有期契約労働者等を正規雇用労働者等に転換又は直接雇用し賃金の増額等を行った事業主に対して助成

支給金額

【有期⇒正規】：一人当たり80万円（大企業事業主は60万円）

※2期（12か月）の額（中小企業：1期あたり40万円）

※正規には「多様な正社員(勤務地・職務限定正社員、短時間正社員)」を含む

※派遣労働者を派遣先で正規雇用として直接雇用する場合：一人当たり28.5万円加算（無期⇒正規：同額）

※人材開発支援助成金の特定の訓練修了後に正規雇用として転換等した場合：一人当たり9.5万円加算

※対象者が母子家庭の母等又は父子家庭の父の場合：一人当たり9.5万円加算

※正社員転換制度を新たに規定した場合：一事業所当たり20万円加算（無期⇒正規：同額）

（大企業事業主は15万円加算）

※勤務地・職務限定正社員・短時間正社員制度を新たに規定した場合：

一事業所当たり40万円加算（無期⇒正規：同額）

（大企業事業主は30万円加算）

【無期⇒正規】：一人当たり40万円（大企業事業主は30万円）

※2期（12か月）の額（中小企業：1期あたり20万円）

※正規には「多様な正社員(勤務地・職務限定正社員、短時間正社員)」を含む

※人材開発支援助成金の特定の訓練修了後に正規雇用として転換等した場合：一人当たり4.75万円加算

※対象者が母子家庭の母等又は父子家庭の父の場合：一人当たり4.75万円加算

※その他の加算：上記【有期⇒正規】と同額



☆お問い合わせ先 長崎労働局職業安定部職業対策課 または 最寄りのハローワーク

※専門実践教育訓練は以下のホームページに掲載しています。

厚生労働省 専門実践教育訓練

検索



https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/jinzaikaihatsu/kyouiku.html

妊娠・出産・育児・介護等を行う従業員が働き続けられる雇用管理について相談したい

雇用環境・均等室への相談及び対応

- 妊娠中・出産後1年以内の女性従業員に対する措置についてアドバイスがほしい。
- 育児・介護休業制度等規定を整備したいので相談にのってほしい。
例：①子の看護休暇制度や介護休暇制度の時間単位取得について
②配偶者の妊娠・出産に伴う男性従業員の育児休業等の取得について
- 両立支援の取組として何をすれば良いのかわからないので教えてほしい。

- 男女雇用機会均等法、育児・介護休業法などの内容について、ご説明します。
- 従業員の妊娠・出産、母性健康管理、育児・介護休業等に関する取組についてご相談に応じます。
- 両立支援の取組について、様々な企業の取組事例などの情報提供やアドバイスを行います。



☆お問い合わせ先 長崎労働局雇用環境・均等室

法律では…

- 妊娠・出産、育児休業取得等を理由とする解雇その他不利益取扱いの禁止
 - ◇ 妊娠又は出産したこと、産前・産後休業又は育児休業等の申出をしたこと又は取得したこと等を理由として、解雇その他不利益な取扱いをすることは、法律で禁止されています。(男女雇用機会均等法第9条第3項、育児・介護休業法第10条)
 - ◇ 事業主は、女性労働者が妊娠又は出産したこと等、及び男女労働者が育児・介護に関する制度等を利用しようとしたこと等を理由として、その上司や同僚からの嫌がらせ(ハラスメント)を防止する措置を講ずることが義務付けられています。
(男女雇用機会均等法第11条の2、育児・介護休業法第25条)
 - ◇ 産前・産後休業の期間及びその後30日間の解雇は禁止されています。また、妊娠中・産後1年以内の解雇は「妊娠・出産、産前・産後休業取得等による解雇でないこと」を事業主が証明しない限り無効となります。
(労働基準法第19条、男女雇用機会均等法第9条第4項)



働き続けながら子育てや介護等を行う労働者の雇用の継続を図りたい

●両立支援等助成金※中小企業事業主が対象

1 出生時両立支援コース

支給要件

男性労働者が育児休業を取得しやすい環境整備・業務体制の整備を行い、子の出生後8週間以内に育休開始

支給金額

- ① 男性の育児休業取得 : 1人目20万円、2～3人目10万円
- ② 男性育休取得率の上昇等 : 達成状況に応じて20万円～60万円

※ 上記以外に加算措置（加算額）あり。

2 育児休業等支援コース

支給要件

育児休業の円滑な取得・復帰支援の取組を行い、作成した「育児復帰支援プラン」に基づき、3か月以上の育休取得・復帰

支給金額

- ① 育休取得時 : 30万円
- ② 職場復帰時 : 30万円

※ 職場復帰時は、育休取得時を受給していない場合申請不可

※ ①・②とも1事業主2人まで支給（無期雇用労働者1人、有期雇用労働者1人）

3 育休中等業務代替支援コース

支給要件

育児休業期間中の業務体制整備のため、業務を代替する周囲の労働者への手当の支給や、代替要員の新規雇用（派遣受入含む）を実施

支給金額

- ① 育児休業中の手当の支給 : 最大125万円
- ② 育児短時間勤務中の手当の支給 : 最大110万円
- ③ 育児休業中の新規雇用 : 最大67.5万円

※ 育児休業取得者が有期雇用労働者の場合に①～③に10万円加算

※ プラチナくるみん認定事業主は加算額があります

※ ①～③合計で1年度10人まで支給（5年間）

☆お問い合わせ先 長崎労働局雇用環境・均等室

4 柔軟な働き方選択制度等支援コース

支給要件

- 育児期の柔軟な働き方に関する制度等を導入したうえで、作成した「育児に係る柔軟な働き方支援プラン」により制度利用者を支援

支給金額

- ① 制度を2つ以上導入し、対象者が制度利用 : **20万円**
- ② 制度を3つ以上導入し、対象者が制度利用 : **25万円**
- ※ 1年度5人まで

5 介護離職防止支援コース

支給要件

「介護支援プラン」に基づき、円滑な介護休業の取得・復帰や介護のための柔軟な就労形態の制度利用を支援

支給金額

- 介護休業
 - ①休業取得時 : **30万円**
 - ②職場復帰時 : **30万円**
- 介護両立支援制度 : **30万円**
- ※ 介護休業、介護両立支援制度それぞれで1年度5人まで

6 不妊治療両立支援コース

支給要件

不妊治療のために利用可能な休暇制度・両立支援制度を利用しやすい環境整備に取り組み、労働者が制度を利用

支給金額

- 環境整備、休暇の取得等 : **30万円**
- ※ 対象労働者が5日（回）以上制度を利用
- ※ 一事業所1回限り
- ※ 労働者が20日以上連続して休暇制度を取得し、
原職に復帰後3か月以上継続勤務した場合は30万円の加算



○応援します！ 介護福祉士を目指す方

●令和6年度長崎県介護福祉士実務者研修受講資金貸付事業

資金の対象

- 実務者研修受講料、国家試験受験料、交通費、参考書・問題集代、国家試験対策講座受講料等
※対象によっては上限額等の定めがあります。

貸付の対象者 ※次の全てに該当する方

- 県内で介護等業務に勤務中
- 県内の実務者研修施設で研修受講中又は受講申込中
- 介護福祉士登録を目指し、登録後も県内で介護等業務に従事しようとする方

申込期限

- 令和7年2月28日（必着） ○人数：130名程度
※定員に達した場合、その時点で募集を停止します。

貸付金額

- 20万円以内 ※介護福祉士登録後、2年間勤務で返還不要
※連帯保証人などの条件があります。



☆お問い合わせ先 (福)長崎県社会福祉協議会 福祉人材センター 介護貸付担当 電話:095-846-8656

○応援します！ 介護の仕事に復帰される方

●令和6年度長崎県離職介護人材再就職準備金貸付事業

資金の対象

託児先を探す際の活動費、介護に係る講習会参加費、参考書購入費、訪問介護員等として必要な物品代(靴・靴等)、転居費(敷金・礼金等)、通勤用自転車・バイクの購入費 など

貸付の対象者 ※次の全てに該当する方

- 介護の有資格者(初任者研修・ヘルパー2級以上としての介護業務経験が1年以上)
- 受付申請日から2ヶ月以内に県内の介護職場に介護職員等として再就職予定又は再就職後3か月以内
- 介護職場を離職後6ヶ月以上経過した後に再就職
- 長崎県福祉人材センター又は佐世保福祉人材バンクに求職登録

申込期限

- 令和7年2月28日まで ○人数：20名程度
※定員に達した場合、その時点で募集を停止します。

貸付金額

- 40万円以内（無利子）※2年間勤務で返還不要 ※連帯保証人などの条件があります。



☆お問い合わせ先 (福)長崎県社会福祉協議会 福祉人材センター 介護貸付担当 電話:095-846-8656

○応援します！

初めて介護・障害福祉分野の仕事につくため研修を受けている方

●令和6年度長崎県介護・障害福祉分野就職支援金貸付事業

資金の対象

託児先を探す際の活動費、介護に係る講習会参加費、参考書購入費、訪問介護員等として必要な物品代(靴・袍等)、転居費(敷金・礼金等)、通勤用自転車・バイクの購入費 など

貸付の対象者 ※次の全てに該当する方

- ①長崎県内で介護職員等又は障害福祉職員として就労予定（就職内定者）もしくは就労後3か月以内
- ②上記①の就労まで、介護等又障害福祉いずれの実務経験もないこと
- ③上記①の就労のため介護職員初任者研修、介護福祉士実務者研修等を研修中または研修が修了していること

申込期間

- 令和7年2月28日まで
- 人数：介護職員等 60名程度 障害福祉職員 5名程度
- ※定員に達した場合、その時点で募集を停止します。

貸付金額

- 20万円以内（無利子）※2年間勤務で返還不要 ※連帯保証人などの条件があります。

☆お問い合わせ先 (福)長崎県社会福祉協議会 福祉人材センター 介護貸付担当 電話:095-846-8656



○応援します！ 介護の仕事を体験したい方

●令和6年度長崎県介護のしごと体験事業

体験の内容

- ①介護施設で、介護の仕事の周辺業務（掃除・洗濯・衣類の整理等）を担う介護サポーターの仕事の体験
- ②介護施設で、介護職員の仕事（サービスの手伝い、利用者とのコミュニケーション等）の体験

体験の対象者

- ①元気高齢者等
- ②求職者・高校生等

体験時間

一日（6時間）程度

募集時期

7月頃から募集予定



☆お問い合わせ先 公益財団法人介護労働安定センター長崎支部

相談窓口における求職者からのよくある質問

ハローワーク長崎において職業相談の際に、福祉分野の求人に関して、求職者から寄せられている質問内容をまとめています。

この内容から、求職者のニーズ、不安や質問内容を参考に、求人内容や職場環境改善、人材確保につながる企業の魅力発信にお役立てください。

●職場環境について

利用者数、職員数について(構成比)
介護度について
ユニットか否か
入浴介助は機械浴か
休日(子供の行事等)はとりやすいか
施設内異動の有無と頻度は?



(記載例)

29名の利用者を職員15名で対応
平均介護度1.6の利用者のお世話です
3ユニット(最大利用者数29名)
介護度に合わせた入浴(機械浴)を行っています
お子様の行事等急な休みも相談可能です
法人内施設への異動あり(本人の希望を考慮)

●労働条件について

処遇改善手当の支給方法は?
賞与ありで金額等未記入だが詳細は?
交通機関利用者の夜勤時の経済的援助はあるか
オンコールの有無
送迎は必須か。運転の有無、範囲、頻度、車種等
調理業務の有無
介護支援専門員の1か月の担当件数は?
夜勤の回数、夜勤明けの勤務体制は?
夜勤時の職員数(構成比)、担当入所者数は?
PC操作はあるか
夜勤は必須か
シフト勤務の土・日休み回数は?



(記載例)

処遇改善加算金に基づく一時金支給あり
年2回 3.5か月分
夜勤の場合、タクシーチケット支給
オンコール対応あり(輪番制)
軽ワゴン(AT)使用/朝夕 エリア:長崎市内
簡単な調理(味噌汁程度ができる方)
担当ケアプラン:30~35件/月
月4回程度、翌日は公休日
3ユニット介護職2名、看護師1名で対応
業務報告(電子カルテ)への入力業務あり
夜勤については相談可能
前月に本人の希望を考慮の上決定

●キャリア形成について

無資格未経験者のキャリアパスについて
研修制度の有無、施設内か



(記載例)

資格取得にかかる支援制度あり(事業所負担)
法人内研修期間にて働きながら資格取得可能

●その他

職場見学が可能か
シフト制の一部時間帯だけの応募が可能か



(記載例)

職場見学についてはお気軽にご相談ください
勤務時間については相談に応じます

その他、「職員の定着率」「離職率」「評判」「前回求人が出ていた時期」等の質問を受けることがあり、人間関係等の職場環境も重視されていることがうかがえます。

介護・看護作業による労働災害を防止しましょう！

○作業管理

■自動化・省力化

機械による作業の省力化、台車などの道具や補助機械を使うなど作業者の負担を減らす省力化を行う。

■作業姿勢、動作

前屈やひねりなど、不自然な姿勢を取らないようにする。作業台や椅子は適切な高さに調節する。

■靴、服装など

作業時の靴は、足に合ったものを使用する。作業服は、適切な姿勢や動作を妨げるものがないよう伸縮性のあるものを使用する。

■作業の実施体制

作業時間、作業量などを設定する場合は、作業をする人数、内容、時間、重量、自動化・省力化の状況などを検討する。



■作業標準の策定

作業の姿勢、動作、手順、時間などについて、作業標準を策定する。

■休憩・作業量、作業の組み合わせ

適宜、休憩時間を設け、姿勢を変えるようにする。夜勤や交代制勤務、不規則な勤務については、昼間の作業量を下回るよう配慮し、適宜、休憩や仮眠がとれるようにする。



○作業環境管理

■温度

寒い場所での作業は、腰痛を悪化、または発生させやすくするので、適切な温度を保つ。

■照明・作業床面、作業空間や設備の配置

作業場所などで、足もとや周囲の安全が確認できるよう適切な照度を保つ。

転倒、つまづきや滑りなどを防止するため、凹凸や段差がなく、滑りにくい床面にする。



○健康管理

■健康診断

介護・看護作業を行う作業者を配置する際には、医師による腰痛の健康診断を実施する。その後は定期的（6か月以内に1回）に実施する。

■腰痛予防体操

ストレッチを中心とした腰痛予防体操を実施させる。



「安全推進者の配置等に係るガイドライン」が示されました。

- ・社会福祉施設などの今まで「安全推進者」の選任義務がなかった業種に対し、「安全推進者」を配置することをガイドラインで決めました。

（ガイドラインのポイント）

- ・常時使用する労働者が10名以上の事業場が対象。
- ・安全推進者は、職場内の整理整頓（4S活動）、交通事故防止など、事業場内で一般に取り組まれている安全活動に従事した経験を有する者を配置する。
- ・原則として事業場ごとに1名以上配置する。
- ・安全推進者の氏名を関係労働者に周知する。

福祉人材センター・バンクが福祉のお仕事紹介します

●人材を探している施設・事業所のみならず

福祉人材センター・バンクがお探しの人材を見つけるお手伝いをします!!

日頃の相談等に加え、各種面談会、ハローワークへの出張相談、養成校訪問、welながサイト等を通じて、様々な方が登録しています。

登録求職者へのお仕事紹介・斡旋・マッチング・就職フェアや研修会の案内をいたします。

登録・紹介等すべて無料の「福祉の仕事」の無料職業紹介所です

求人情報掲載

事業所マイページにて求人票情報の入力・申請し、承認後に希望日よりホームページ上に公開されます。

事業所情報の公開

施設理念や育児休業制度・研修、福利厚生の詳細等、求人票以外にアピールすることができます。

マッチング

マッチング検索サービスを利用することにより、求職者の希望条件に合った求人情報を紹介します。

スカウト

スカウト機能で「福祉のお仕事」に登録している求職者へ、個別にアプローチすることができます。

関連情報の提供

求人事業所マイページに、様々な福祉関連情報をお届けします。その他、パンフレットなどの関係資料を閲覧できます。

求人を出す場合のご利用方法

新規登録

- 「welなが」ホームページへアクセス (<https://www.welnaga.jp/>)
「求人票登録」より事業所情報の新規登録（事業所マイページ作成）
- 法人事業所紹介情報の登録
法人の理念やアピールポイント、人材育成・研修、福利厚生の詳細等、求人票以外に求職者が知りたい情報を掲載することができます。



求人票作成

- 求人情報を入力し申請 欲しい人材が集まりやすいよう求人内容のアドバイスをいたします！

マッチング

- スカウトの利用が可能
- キャリア支援専門員によるマッチング 来所・LINE・ZOOM・メール・郵送で対応
- 見学・応募の個別調整 紹介状の発行 ※センターバンクより直送

選考面接

- 施設・事業所での選考

採否通知

- 採否決定日と雇用開始日を報告
直接本人にも採否結果をご連絡ください。



ホームページ等で
事業所をPR

様々な媒体を通じて
求人情報を公開

合同面談会の開催

電話・来所・オンラインからもご相談ください！

長崎県社会福祉協議会

福祉人材センター

〒852-8555 長崎市茂里町3-24 県総合福祉センター2F

TEL 095-846-8656

(浦上駅から徒歩5分)

LINE



Instagram



佐世保市社会福祉協議会

佐世保福祉人材バンク

〒857-0028 佐世保市八幡町6-1

TEL 0956-24-1184

(佐世保市役所から徒歩3分)

LINE



面談会情報等を
発信中！

ご利用時間/ 9:00~12:00、13:00~17:15 ※土日祝日除く

★離職予定の従業員(介護福祉士資格保有者)にお知らせ願います

○介護福祉士の資格保有者は、離職した際、福祉人材センターへの届出が努力義務となっています

高齢社会が進む中、介護の仕事はますます社会的に重要な仕事となっています。

介護職として働く人は増え続けていますが、現在、そして近い将来、介護を必要とする高齢者も増加し続けているため、介護の資格・技術・経験を持つ方々はとても貴重な存在です。

そこで、国は社会福祉法を改正し、介護福祉士の資格を持つ方々が介護の仕事から一度離れてもいつでも介護の仕事で再び活躍頂けるように届出制度を創設しました。

福祉人材センターに届出・登録していただくことで、介護に関わる最新情報の提供や研修によるスキル維持・向上のサポートや、就職の意向を持った時には最適な就業場所を紹介する支援を継続して受けることができます。

※初任者研修、実務者研修、(旧)ホームヘルパー養成研修、(旧)介護職員基礎研修、生活援助従事者研修、介護に関する入門的研修を修了した方も福祉人材センターに届出を行うと支援を受けることができます。

☆介護福祉士等の有資格者を、生涯サポート！

サポート①

最新情報をお届け

介護の仕事に関する様々な情報をマイページにお届け

サポート②

知識・技術の再習得支援

ブランクのある方には各種研修情報や職場体験の機会を提供

サポート③

きめ細かな対応

長崎県福祉人材センターによるきめ細かい相談と再就職支援

☆登録手順 簡単3ステップ！

登録は
無料です♪

ステップ①

「福祉のお仕事」ホームページにアクセス
届出をする をクリック（新規登録）

ステップ②

[仮登録]をする
入力したメールアドレスがログインIDになります

ステップ③

[本登録]をする
メールで届いたURLにアクセス

登録完了！

アクセスは
こちらから



※個人情報保護法に関する法令およびその他の規範を遵守し、ご登録いただいた個人情報は適切にお取り扱いいたします。

☆お問い合わせ先 社会福祉法人長崎県社会福祉協議会 福祉人材センター

MEMO

介護関係の公的機関・団体の窓口

長崎労働局	〒850-0033 長崎市万才町7-1 TBM長崎ビル3・6階
○職業安定部 安定課	(TEL)095-801-0040
職業対策課	(TEL)095-801-0042
○労働基準部 健康安全課	(TEL)095-801-0032
○雇用環境・均等室	(TEL)095-801-0050
公益財団法人 介護労働安定センター 長崎支部	〒850-0057 長崎市大黒町9-22 大久保大黒町ビル新館6階 (TEL)095-828-6549 (FAX)095-828-6589
長 崎 県	〒850-8570 長崎市尾上町3-1
○福祉保健部 長寿社会課	(TEL)095-895-2440 (FAX)095-895-2576
社会福祉法人 長崎県社会福祉協議会	〒852-8555 長崎市茂里町3-24 長崎県総合福祉センター 長崎県福祉人材センター
長崎県福祉人材センター	(TEL)095-846-8656 (FAX)095-846-8798
長崎県社会福祉法人 経営者協議会	〒852-8555 長崎市茂里町3-24 長崎県総合福祉センター 社会福祉法人長崎県社会福祉協議会 地域福祉推進課 内 (TEL)095-846-8618 (FAX)095-845-1181
長崎県 老人福祉施設協議会	〒852-8555 長崎市茂里町3-24 長崎県総合福祉センター 社会福祉法人長崎県社会福祉協議会 地域福祉推進課 内 (TEL)095-844-2056 (FAX)095-845-1181
一般社団法人 長崎県認知症 グループホーム連絡協議会	〒851-2102 西彼杵郡時津町浜田郷572-28 医療法人啓正会 内 (TEL)095-894-7070 (FAX)095-894-7076
一般社団法人 長崎県老人保健施設協会	〒852-8045 長崎市錦2丁目1-1 介護老人保健施設にしきの里 内 (TEL)095-814-0077 (FAX)095-814-8877
一般社団法人 長崎県社会福祉士会	〒852-8104 長崎市茂里町3-24 長崎県総合福祉センター県棟5階 (TEL)095-848-6012 (FAX)095-848-6012
一般社団法人 長崎県介護福祉士会	〒852-8104 長崎市茂里町3-24 長崎県総合福祉センター県棟4階 (TEL)095-842-1237 (FAX)095-842-1310

発行責任者：長崎労働局職業安定部職業安定課
[平成26年12月作成（令和6年5月改訂）]